

大阪市水道事業管理規程第18号

大阪市水道局臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

大阪市水道局臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成31年大阪市水道事業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、大阪市水道局職員就業規程（平成5年大阪市水道事業管理規程第3号。以下「就業規程」という。）第17条の規定に基づき、大阪市水道局に勤務する<u>臨時的任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員をいう。以下同じ。）</u>の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 年次休暇は、割り振られた1の勤務時間を単位とする。ただし、特に必要があると認められるときは、半日（当該割り振られた1の勤務時間のうち、3時間15分から4時間30分までの間で<u>局長が定める</u>時間数を</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、大阪市水道局職員就業規程（平成5年大阪市水道事業管理規程第3号。以下「就業規程」という。）第17条の規定に基づき、大阪市水道局に勤務する<u>臨時的任用職員（以下「臨時的任用職員」という。）</u>の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(年次休暇)</p> <p>第6条 [同左]</p> <p>2 年次休暇は、割り振られた1の勤務時間を単位とする。ただし、特に必要があると認められるときは、半日（当該割り振られた1の勤務時間のうち、3時間15分から4時間30分までの間で<u>別に定める</u>時間数をい</p>

いう。)又は1時間を単位とすることができる。

[3～5 略]

(特別休暇)

第8条 次の各号に掲げる場合には、臨時的任用職員に対し、当該各号に定める期間又は時間の特別休暇を与えるものとする。

[(1)～(6) 略]

(6の2) 臨時的任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢(しょう)血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子(地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認める期間又は時間

(6の3) 臨時的任用職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 任用の期間6月につき2日を超えない範囲内で必要と認める期間

[(7)～(18) 略]

2 第6条第2項及び第3項の規定は、前項

う。)又は1時間を単位とすることができる。

[3～5 同左]

(特別休暇)

第8条 [同左]

[(1)～(6) 同左]

(6の2) 臨時的任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢(しょう)血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認める期間又は時間

[新設]

[(7)～(18) 同左]

2 第6条第2項及び第3項の規定は、前項

<p>第6号の3、第9号の2、第12号の2及び第13号の2から第15号までの規定による特別休暇に準用する。この場合において、第6条第2項ただし書中「半日（当該割り振られた1の勤務時間のうち、3時間15分から4時間30分までの間で局長が定める時間数をいう。）又は1時間」とあるのは「1時間」と読み替えるものとする。</p>	<p>第9号の2、第12号の2及び第13号の2から第15号までの規定による特別休暇に準用する。この場合において、第6条第2項ただし書中「半日（当該割り振られた1の勤務時間のうち、3時間15分から4時間30分までの間で別に定める時間数をいう。）又は1時間」とあるのは「1時間」と読み替えるものとする。</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和6年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規程による改正後の大阪市水道局臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第8条第1項第6号の3（次項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項及び附則第4項において同じ。）の規定による特別休暇の請求及び承認その他の行為は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、同号及び改正後の規程第12条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前に職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則（令和6年大阪市人事委員会規則第 号）による改正前の職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第1項第11号の6の規定に基づく職務に専念する義務の免除（以下「旧規定による職務免除」という。）をされた職員で施行日において当該旧規定による職務免除に係る同規則第3条第8号に規定する6月の期間が経過していないものに対する当該期間における改正後の規程第8条第1項第6号の3の規定の適用については、同号中「任用の期間6月につき2日」とあるのは「当該職員に対する職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則（令和6年大阪市人事委員会規則第 号）による改正前の職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第1項第11号の6の規定に基づく職務に専念する義務の免除に係る同規則第3条第8号に規定する6月の期間につき、2日から当該免除をされた期間を除いた期間」とする。
- 4 施行日前に行われた施行日以後の期間についての旧規定による職務免除の承認は、改正後の規程第8条第1項第6号の3の規定による特別休暇の承認とみなす。